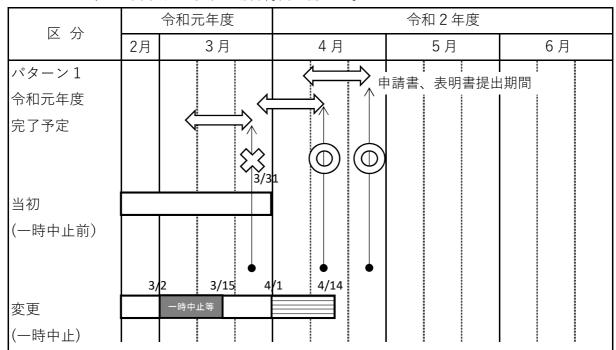
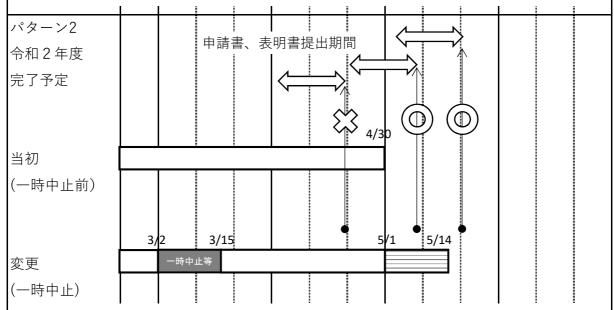
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止向けた 工事及び業務の入札等の手続きの対応について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号)に基づき一時中止等を行った工事等について、当面の間、以下のパターン1、2で例示する◎印の場合特例を認める。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために一時中止等を行った工事であって、 完成・引き渡しが完了していない工事についても、当該同種工事の実績又は経験とし て認めるものとする。また、加点評価の対象とする。(下段に続く)



(上段より) この場合、当該一時中止等を行った工事に係る、契約書第19条(設計図書の変更)、 20条(工事の中止)による変更契約書ないし、発注者の通知および受注者の承諾の写しと、工程表 を添付するものとする。

なお、一時中止等を行う以前の工期末が、申請書の提出期限以降のものについては認めない。